

令和8年7月1日

税理士法人 松丸会計事務所

\*経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

## 在職老齢年金制度の改正 基準額が「51万円/月」から「65万円/月」に

令和7年年金制度改正法(令和7年法律第74号)に基づき、令和8年4月から、年金が減額になる基準額(賃金と老齢厚生年金の合計)が月51万円から65万円に引き上げられました。

これにより年金の減額を意識せずより多くの収入を得られるようになっています。

### 【1】在職老齢年金制度とは

在職老齢年金制度とは、働きながら年金を受給する高齢者について、一定額以上の報酬のある方は年金制度を支える側に回っていただくという考え方に基づき、年金の支給額を調整(一部支給停止)する仕組みです。

※1 年金のうち、調整の対象となるのは「老齢厚生年金」のみです。(老齢基礎年金は減額されません)

※2 支給停止される額の計算は、月額単位で行います。

### 【2】今回の改正の趣旨は？

平均寿命・健康寿命が延びる中で、働き続けることを希望する高齢者の方の活躍を後押しし、より働きやすい仕組みとすることが、今回の見直しの趣旨です。

### 【3】改正後の在職老齢年金による調整後の年金支給月額の計算式

- 基本月額と総報酬月額相当額との合計が65万円以下の場合  
全額支給
- 基本月額と総報酬月額相当額との合計が65万円を超える場合  
 $\text{基本月額} - (\text{基本月額} + \text{総報酬月額相当額} - 65 \text{万円}) \div 2$

用語の説明

- 基本月額  
加給年金額を除いた老齢厚生(退職共済)年金(報酬比例部分)の月額
- 総報酬月額相当額  
(その月の標準報酬月額) + (その月以前1年間の標準賞与額の合計) ÷ 12

### 【4】老齢厚生年金の受給額の実例(改正による変動)

老齢厚生年金の受給額が10万円、総報酬月額相当額(賃金)が46万円(標準報酬月額36万円、標準賞与額120万円[月額10万円])の場合



出典(以下 HP より抜粋)

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/zairoukaisei.html>

<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/seido/roureinenkin/zaishoku/20150401-01.files/zairo.pdf>

<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/seido/roureinenkin/zaishoku/20150401-01.html>